【表紙】

【提出書類】	臨時報告書
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	2019年12月５日
【会社名】	株式会社　島根銀行
【英訳名】	THE SHIMANE BANK,LTD.
【代表者の役職氏名】	取締役頭取　　鈴木　良夫
【本店の所在の場所】	島根県松江市朝日町484番地19
【電話番号】	(0852)24－1234（代表）
【事務連絡者氏名】	常務取締役　　吉川　隆博
【最寄りの連絡場所】	島根県松江市朝日町484番地19
【電話番号】	(0852)24－1234（代表）
【事務連絡者氏名】	常務取締役　　吉川　隆博
【縦覧に供する場所】	株式会社島根銀行　鳥取支店 （鳥取県鳥取市戎町501番地） 株式会社東京証券取引所 （東京都中央区日本橋兜町２番１号）

1【提出理由】

2019年12月４日開催の当行臨時株主総会において、決議事項が決議されましたので、金融商品取引法第24条の５第４項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第２項第９号の２の規定に基づき、本臨時報告書を提出するものであります。

2【報告内容】

(1) 当該株主総会が開催された年月日

2019年12月４日

(2) 当該決議事項の内容

第１号議案　定款一部変更の件

適切な人材の確保を容易にするとともに、取締役および監査役が期待される役割を十分に発揮できるようにするため、会社法第426条第１項の規定に基づく取締役および監査役の責任免除の定め、ならびに、会社法第427条第１項の規定に基づく非業務執行取締役および監査役との間の責任限定契約の定めを新設することとし、現行定款に第32条（取締役の責任免除）および第42条（監査役の責任免除）を新設したうえで、その他所要の変更を行う。

第２号議案　取締役２名選任の件

森田俊平氏及び浅枝芳隆氏を取締役に選任する。

(3) 決議事項に対する賛成、反対及び棄権の意思の表示に係る議決権の数、当該決議事項が可決されるための要件並びに当該決議の結果

決議事項	賛成数（個）	反対数（個）	棄権数（個）	可決要件	決議の結果及び賛成割合（%）
第１号議案 定款一部変更の件	57,907	412	64	（注）１	可決　99.18
第２号議案 取締役２名選任の件					
森田　俊平	51,419	7,435	0	（注）２	可決　87.36
浅枝　芳隆	57,281	1,573	0		可決　97.32

（注）１．議決権を行使することができる株主の議決権の３分の１以上を有する株主の出席及び出席した当該株主の議決権の３分の２以上の賛成による。

２．議決権を行使することができる株主の議決権の３分の１以上を有する株主の出席及び出席した当該株主の議決権の過半数の賛成による。

３．本株主総会に出席した株主の賛成、反対及び棄権の意思の表示に係る議決権の数は、閉会後における当該株主からの議決権行使結果の確認票の提出に基づくもの。

(4) 議決権の数に株主総会に出席した株主の議決権の数の一部を加算しなかった理由

該当事項なし。

以　上